さいたま市
だれもが住みよい福祉のまちづくり条例
整備基準マニュアル

道 路

目　次

解説の見方・読み方

整備基準の解説　５.道路

００　はじめに..... 1
０１　歩道 2
０２　立体横断施設 6
０３　案内標識..... 13
０４　視覚障害者誘導用ブロック 14
０５　照明設備..... 20
０６　駅前広場..... 21

解説の見方・読み方

整備の基本的な考え方を示しています。

●整備基準（条例で定められた整備基準）
○推奨基準（施設の用途や規模、利用頻度によって整備が望まれる水準）
を項目ごとに整理しています。

5.道路　**０２　立体横断施設**

基本的な考え方

・立体横断施設が既に設けられている場合は、歩行者にとって最も円滑な移動方法を十分検討し、エレベーター、傾斜路等の設置を決定する。
・立体横断設備付近にエレベーターを設ける場合は、歩行者の円滑な通行を検討して、エレベーター出入口の方向、その形状、規模等を決定する。

整備基準または推奨基準の根拠や取り扱いを説明しています。

	●:整備基準　○: 推奨基準　(⇒★参考図、関係法令)	解説
(1)～(3)移動等円滑化された立体横断施設	●(1) 道路には、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設(以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。) を高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に設けること。 ●(2) 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けること。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けること。 ●(3) (2)に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けること。 ○立体横断施設に車椅子使用者等に配慮したエレベーター又は傾斜路を設けた場合においても、立体横断施設に近接した場所に横断歩道を設けるよう努める。	・「立体横断施設」とは、横断歩道橋、地下横断歩道、ペデストリアンデッキその他の歩行者が道路等を横断するための施設をいう。 ・ペデストリアンデッキとは、駅前広場などに設置される歩行者のための高架の通路である。駅と商業施設を直結する場合や複数の建物を連続的につなぐ場合などに設けられる。
(4)エレベーター	●移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に掲げる構造であること。	・新設等の場合には、乗降ロビー付近に、下り階段・段差を設けないこと。また、既存施設で乗降ロビー付近に下り階段・段差が存在する場合は、その間に十分な広さを設けること。
ア　かごの大きさ	●籠の内法幅は 1.5m 以上とし、内法奥行きは 1.5m 以上とすること。　⇒★図 02-1	・籠の出入口が同じ方向で、車椅子使用者が籠内で転回する方式のエレベーターの場合は、手動車椅子使用者が 360 度転回できるように、幅及び奥行きは、それぞれ 1.5m 以上とする。また、籠の出入口が異なる方向で、車椅子使用者が転回を伴わず前進して退出する方式(ウォークスル―型)のエレベーターの場合は、最低限、手動車椅子 1 台が乗降できる寸法として、出入口の幅 80cm、籠の幅 1.4m 以上、奥行き 1.35m 以上とする。
イ　かごの出入口が複数あるエレベーター	●アの規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。) にあっては、内法幅は、1.4m 以上とし、内法奥行きは 1.35m 以上とすること。　⇒★図 02-1	
ウ　出入口の幅	●籠及び昇降路の出入口の幅は、アに掲げる基準に適合するエレベーターにあっては 90cm 以上とし、イに掲げる基準に適合するエレベーターにあっては 80cm 以上とすること。　⇒★図 02-1	

●は整備基準
○は推奨基準　を示しています。

図 02-5　移動等円滑化経路を構成するエスカレーターの断面例

・ は整備基準解説の例示または説明等を示しています。

5.道路　はじめに

道路の福祉のまちづくり条例整備基準と移動等円滑化基準の適合の違い

条例・基準	適合が必要な道路	
市福祉のまちづくり条例	道路法２条第１項に規定する道路の新設や改修	市内全ての道路が対象
移動等円滑化基準	特定道路や旅客特定車両停留施設の新設や改修	重点整備地区内の道路やバスターミナル等が対象

「さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例整備基準マニュアル」と「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」との関係性

本マニュアルは、さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例に基づき、道路法に基づく道路を対象とし、道路の新設・改築時に適合遵守義務が課せられる「整備基準」と、より高い水準である「推奨基準」についても図解を含め解説するものである。

一方、国土交通省が定める「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」は、バリアフリー法に基づき、特定道路や旅客特定車両停留施設の新設、改築時に適合遵守義務が課せられる道路移動等円滑化基準に加えて、高齢者、障害者等をはじめとした全ての人が利用しやすいユニバーサルデザインによる道路空間のあり方を示した目安である。

このため、本マニュアルは、国ガイドラインと適合遵守義務が課せられる範囲が異なり、さいたま市内の全ての道路が対象となることから、ガイドラインに比べて対象範囲が広いものである。

特定道路や旅客特定車両停留施設等に係る内容については、本マニュアルに加え、国ガイドラインを参照に整備するものとする。

5.道路	０１　歩道

基本的な考え方

・原則として、歩車道は縁石、柵等により分離する。
・道路の幅員等により十分な歩道が設けられていない場合は、路側帯等を設け、歩行者が安全かつ円滑に道路を利用できるよう配慮する。
・歩道上に設けられている植樹帯、ベンチ、案内看板、電柱、公衆電話ボックス等は、歩行経路にはみ出さないように設ける。

●:整備基準　○: 推奨基準　（⇒★参考図、関係法令）		解説
(1)幅員	●有効幅員(歩道、立体横断施設(横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。）に設ける傾斜路、通路、階段又は自動車駐車場の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設又は歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員を除いた幅員をいう。以下同じ。）は、2m 以上とすること。ただし、地形の状況その他特別の理由により 2m 以上の有効幅員を設けることができない場合は、可能な限り歩行者の通行に配慮したものとすること。 ⇒★図 01-1、01-2	・案内板等を設置しなければならない場合は、車椅子使用者等の通行に配慮した通行幅を確保する。 ・電柱等の道路占有物は、歩行者等の通行に支障のないようにする。
(2)路面仕上げ	●歩道の舗装は、次に掲げるものであること。 ア 雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 イ 表面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけのよい仕上げとすること。　⇒★図 01-1	・インターロッキングブロック等による舗装を行う場合は、ブロックとブロックの目地等による段差、がたつきを少なくするよう配慮する。 ・占用物件、マンホール等による段差、占用工事後の舗装の不具合などにより、平坦性が損なわれないよう配慮する。
(3)縦断勾配	●歩道の縦断勾配は、5%以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、8%以下とすることができる。　⇒★図 01-1	・車椅子使用者、脚力の弱った高齢者、その他障害者等の通行に配慮して、可能な限り小さくすること。 ・「地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合」とは、車道の縦断勾配が急な場合や、地下埋設物等の影響等がある場合である。
(4)横断勾配	●歩道(車両乗入れ部(車両の沿道への出入りの用に供される歩道又は自転車歩行車道の部分をいう。以下同じ。）を除く。）の横断勾配は、1%以下とすること。ただし、道路の構造その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、2%以下とすることができる。　⇒★図 01-1	・車椅子使用者の走行、ベビーカーや歩行器での歩行、高齢者等に配慮して可能な限り小さくすること。 ・「地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合」とは、透水性舗装を適用しない場合や、曲線部等、特別の理由がある場合である。

●:整備基準　○: 推奨基準　（⇒★参考図、関係法令）		解説
(5)～(10) 歩車道境界	●(5) 歩道には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩(以下「車道等」という。) 又は自転車道に接続して縁石線を設けること。　⇒★図 01-1 ●(6) 歩道(車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。) に設ける縁石の車道等に対する高さは 15cm 以上とし、当該歩道の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めること。　⇒★図 01-1 ●(7) 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道の車道等側に並木若しくは柵を設けること。　⇒★図 01-1 ●(8) 歩道(縁石を除く。) の車道等に対する高さは、5cm を標準とすること。ただし、横断歩道に接続する歩道の部分にあっては、この限りでない。　⇒★図 01-1、01-3 ●(9) (8)の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めること。 ●(10) 横断歩道に接続する歩道の部分の縁端は、車道等部分より高くするものとし、2cm を標準とし、車椅子使用者や視覚障害者等の通行に配慮すること。　⇒★図 01-1	・(7)において、歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合とは車両の走行速度が速い幹線道路等で、歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するためには縁石の設置以上の措置が必要となると道路管理者が判断する場合や歩行者の円滑な通行を確保するためには車両が歩道等へ乗り上げて駐車することを防止する必要がある場合である。 ・(10)において、車椅子使用者や高齢者、その他障害者等の通行に配慮して、横断歩道接続部の歩車道境界及び取り付け道路との接続部等で横断歩道の設置されていない歩道巻込部については段差を 2cm 以下とすることができる。ただし、視覚障害者の識別性を高めるため、縁石の歩道側 30cm 程度手前に視覚障害者誘導用の「点状ブロック」を必ず敷設すること。
(11)水平区間	●横断歩道に接続する歩道の部分には、車椅子使用者等が円滑に転回できる 1.5m 以上の水平区間(信号待ち等のため車椅子使用者が安全に利用できる部分をいう。以下この号において同じ。) を設けること。ただし、地形の状況その他特別の理由により、1.5m 以上の水平区間を設けることができない場合は、可能な限り車椅子使用者の利用に配慮したものとすること。 ⇒★図 01-1	・平坦な部分に水が溜まらないよう排水ます等の位置に配慮する。
(12)車両乗り入れ部	●車両乗入れ部のうち、(4)に掲げる基準を満たす部分の有効幅員は、2m 以上とすること。	
(13)中央分離帯	●横断歩道が中央分離帯を横切る場合は、車道と同一の高さとすること。ただし、歩行者及び自転車の横断の安全を確保するために中央分離帯で滞留させる必要がある場合は、その段差は、2cm を標準とすること。	
(14)排水溝	●排水溝を設ける場合は、溝蓋は、白杖、車椅子等の使用者の通行に支障のない構造とすること。　⇒★図 01-1	・排水溝は、細目タイプのグレーチング等を使用する。

図 01-1　交差点部の例

図 01-2　歩道の幅員と視覚障害者誘導用ブロックの敷設位置

図 01-3　セミフラット方式

図 01-4　セミフラット方式の例

図 01-5　歩車道境界の参考図

交差点部の歩車道境界の段差について

交差点部の歩車道の段差は 2cm を標準とし、段差を 2cm 以下にする場合には、縁石の歩道側 30cm 程度手前に視覚障害者誘導用の「点状ブロック」を必ず敷設することとなっています。

しかしながら、近年においても引き続き車いす利用者が歩道に上がりにくい等の声も多いことから、交差点部においては、できる限り段差を少なくしていく必要があります。

具体的には、下記の方針で段差解消を行います。

・交差点部の段差については、基本的に「点状ブロック」の設置と合わせて、可能な限り段差を 0～0.5 ㎝程度にする。

・現場状況等により「点状ブロック」の設置が困難な場合には、標準２ｃｍの段差を設けるものとする。

02 立体横断施設

基本的な考え方

・立体横断施設が既に設けられている場合は、歩行者にとって最も円滑な移動方法を十分検討し、エレベーター、傾斜路等の設置を決定する。
・立体横断設備付近にエレベーターを設ける場合は、歩行者の円滑な通行を検討して、エレベーター出入口の方向や籠の形状、規模等を決定する。

	●:整備基準　○: 推奨基準　(⇒★参考図、関係法令)	解説
(1)～(3)移動等円滑化された立体横断施設	●(1) 道路には、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設(以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。) を高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に設けること。 ●(2) 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けること。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けること。 ●(3) (2)に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けること。 ○立体横断施設に車椅子使用者等に配慮したエレベーター又は傾斜路を設けた場合においても、立体横断施設に近接した場所に横断歩道を設けるよう努める。	・「立体横断施設」とは、横断歩道橋、地下横断歩道、ペデストリアンデッキその他の歩行者が道路等を横断するための施設をいう。 ・ペデストリアンデッキとは、駅前広場などに設置される歩行者のための高架の通路である。駅と商業施設を直結する場合や複数の建物を連続的につなぐ場合などに設けられる。
(4)エレベーター	●移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に掲げる構造であること。	・新設等の場合には、乗降ロビー付近に、下り階段・段差を設けないこと。また、既存施設で乗降ロビー付近に下り階段・段差が存在する場合は、その間に十分な広さを設けること。
ア　かごの大きさ	●籠の内法幅は 1.5m 以上とし、内法奥行きは 1.5m 以上とすること。　⇒★図 02-2	・籠の出入口が同じ方向で、車椅子使用者が籠内で転回する方式のエレベーターの場合は、手動車椅子使用者が 360 度転回できるように、幅及び奥行きは、それぞれ 1.5m 以上とする。また、籠の出入口が異なる方向で、車椅子使用者が転回を伴わず前進して退出する方式(ウォークスルー型)のエレベーターの場合は、最低限、手動車椅子 1 台が乗降できる寸法として、出入口の幅 80cm、籠の幅 1.4m 以上、奥行き 1.35m 以上とする。
イ　かごの出入口が複数あるエレベーター	●アの規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。) にあっては、内法幅は、1.4m 以上とし、内法奥行きは 1.35m 以上とすること。　⇒★図 02-2	
ウ　出入口の幅	●籠及び昇降路の出入口の幅は、アに掲げる基準に適合するエレベーターにあっては 90cm 以上とし、イに掲げる基準に適合するエレベーターにあっては 80cm 以上とすること。　⇒★図 02-2	
エ　鏡	●籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、イに掲げる基準に適合するエレベーターにあっては、この限りでない。　⇒★図 02-1 ○出入口が複数ある場合は、戸の上方に鏡を設置する。 ○籠の壁面には床上 35cm 程度まで、車椅子当たりを設置する。	・設置した鏡については、割れにくいものとすること。
オ　戸の構造	●籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。　⇒★図 02-1 ○乗降口の床と籠の間は、車椅子の車輪や白杖等の落ち込みを防止するため、可能な限り小さくする。	

	●:整備基準　○: 推奨基準　(⇒★参考図、関係法令)	解説
カ　手すり	●籠内に手すりを設けること。　⇒★図 02-1 ○昇降路の出入口を除く壁面には、2 段式(80～85cm、60～65cm)の手すりを設けることが望ましい。	・籠内の手すりは 80cm～85cm 程度の高さとすること。
キ　開扉時間	●籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。　⇒★図 02-1	
ク　停止階等表示	●籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。　⇒★図 02-1	
ケ～サ　障害者対応	●ケ 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。⇒★図 02-1 ●コ 籠内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。　⇒★図 02-1 ●サ 籠内及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字をはり付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。　⇒★図 02-1 ○操作盤のボタンは、音と光により視覚障害者や聴覚障害者にもボタンを押したことが分かるものが望ましい。 ○籠内に設ける操作盤は、視覚障害者で点字が読めない人もボタンの識別ができるよう階の数字等を浮き出せること等により分かりやすいものとする。 ○ボタンの文字は、周囲との輝度比が大きいこと等により弱視者の操作性に配慮したものであること。	・操作ボタンの高さは 1m 程度とする。 ・操作盤のボタンは、指の動きが不自由な利用者も操作できるような押しボタン式とし、静電式タッチボタンは避ける。 ・各操作ボタンには、縦配列の場合は左側に、横配列の場合は上側に点字表示を行うものとし、表示方法は JIS T0921 規格に合わせるものとする。
シ　乗降口に接する歩道等の幅	●乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の幅は 1.5m 以上とし、奥行きは 1.5m 以上とすること。　⇒★図 02-3 ○乗降ロビーは、電動車椅子が転回できる広さ(有効幅 1.8m×奥行き 1.8m 以上)を確保する。　⇒★図 02-2	
ス　停止する階が 3 以上であるエレベーター	●停止する階が 3 以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。　⇒★図 02-1	
(5)傾斜路	●移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路(その踊り場を含む。以下同じ。) は、次に掲げる構造であること。	
ア　有効幅員	●有効幅員は、2m 以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、1m 以上とすること。	
イ　縦断勾配	●縦断勾配は 5%以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、8%以下とすることができる。	
ウ　横断勾配	●横断勾配は、設けないこと。	・傾斜路は縦断勾配により排水処理が可能なため、横断勾配は設けないこと。ただし、他の歩道部分から勾配区間へ雨水が流入しないように配慮すること。
エ　手すり	●両側に手すりを 2 段で設け、その手すりの両端には、傾斜路の通じる場所を点字で表示すること。	・手すりの高さは、上段 80cm～85cm、下段 60cm～65cm 程度の 2 段の手すりを両側に連続して設けること。 ・傾斜路の終端部から水平区間へ 60cm 程度延長し、利用者を円滑に乗降、誘導すること。 ・点字による表示方法は JIS T0921 の規格にあわせる。
オ　路面仕上げ	●路面は、平坦で滑りにくく、水はけのよい仕上げとすること。	

	●:整備基準　○: 推奨基準　（⇒★参考図、関係法令）	解説
カ　勾配部分	●傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとすること。	・輝度比は 2.0 程度とすること。
キ　立ち上がり部	●傾斜路の両側には、側壁又は立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。	・35cm 程度の立ち上がり部を設け、車椅子使用者の飛び出し、杖の滑落、物品の落下、雨水の流下等を防止する。
ク　傾斜路の下面	●傾斜路の下面と歩道等の路面との間が 2.5m 以下の歩道の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。	
ケ　踊場	●高さが 75cm を超えるものにあっては、高さ 75cm 以内ごとに踏幅 1.5m 以上の踊場を設けること。	
(6) エスカレーター	●移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に掲げる構造であること。	
ア　形式	●上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。 ⇒★図 02-5	
イ　仕上げ	●踏段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。 ⇒★図 02-5	・くし板から 70cm 以上の移動手すりの水平部を設ける。
ウ　踏面	●昇降口において、3 枚以上の踏段が同一平面上にある構造とすること。 ⇒★図 02-4	
エ～オ　輝度比	●エ 踏段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏段相互の境界を容易に識別できるものとすること。⇒★図 02-5 ●オ くし板の端部と踏段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏段との境界を容易に識別できるものとすること。 ⇒★図 02-5	・輝度比は 2.0 程度とすること。
カ　進入の可否	●エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。 ⇒★図 02-5 ○進入可否の配色については、色覚障害者の利用に配慮すること。 ○進入可能なエスカレーター乗り口端部において、当該エスカレーターの行き先及び上下方向を知らせる音声案内装置を設けることが望ましい。	
キ　踏段の幅	●踏段の幅は、1m 以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合は、60cm 以上とすること。 ⇒★図 02-5	・幅は、視覚障害者等とその介助者が利用できるものとした。
(7)通路	●移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に掲げる構造であること。	
ア　有効幅員	●有効幅員は、2m 以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。 ⇒★図 02-6	
イ　縦断勾配と横断勾配	●縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は踏面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。 ⇒★図 02-6	
ウ　手すり	●両側に手すりを 2 段で設け、その手すりの両端には、通路の通じる場所を点字で表示すること。 ⇒★図 02-6	・手すりの高さは、上段 80cm～85cm 程度、下段 60cm～65cm 程度の高さとし、段の端部の処理は、下方に滑らかに屈曲させるなどして、終端部であることを認識できるようにする。 ・点字による表示方法は、JIS T0921 規格に合わせるものとする。

	●:整備基準　○: 推奨基準　(⇒★参考図、関係法令)	解説
エ　路面仕上げ	●路面は、平坦で滑りにくく、水はけのよい仕上げとすること。 ⇒★図 02-6	
オ　立ち上がり部	●両側には、側壁又は 35cm 以上の立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。　⇒★図 02-6	
カ　高欄等	●高欄は路面から高さ 1.1m 程度の高さとし、危険のない構造としなければならない。笠木の幅は 10cm 以上とする。	・高齢者や障害者、子どもの乗り越え等を考慮すると高欄の高さは 1.0m 以上必要であるが、自転車利用者の転落防止するための高さとして 1.1m とした。 ・笠木の幅は 10cm 以上としたが、物などが置かれないように曲面にするなどの配慮が必要である。
(8)階段	●移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段(その踊場を含む。以下同じ。) は、次に掲げる構造であること。	
ア　幅員	●有効幅員は、1.5m 以上とすること。	
イ　手すり	●両側に手すりを 2 段で設け、その手すりの両端には、階段の通じる場所を点字で表示すること。　⇒★図 02-6 ○手すりは、階段の端部から 60cm 以上水平に延長して設ける。 ⇒★図 02-7	・手すりは、上段 80cm～85cm 程度、下段 60cm～65cm 程度の高さとする。 ・点字による表示方法は、JIS T0921 規格に合わせるものとする。
ウ　回り段	●回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 ⇒★図 02-6	
エ　路面仕上げ	●路面は、平坦で滑りにくく、水はけのよい仕上げとすること。 ⇒★図 02-6	
オ　輝度比	●踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとすること。	・輝度比は、2.0 程度とする。
カ　段の構造	●段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	・階段の勾配、蹴上げ高、踏幅は、立体横断施設技術基準に準じ、勾配 50%、蹴上げ高 15cm、踏幅 30cm を標準とする。
キ　立ち上がり部	●階段の両側には、側壁又は立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。　⇒★図 02-7	・10cm 程度の立ち上がり部を設け、杖の滑落、物品の落下、雨水の流下等を防止する。
ク　階段の下面	●階段の下面と歩道等の路面との間が 2.5m 以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。　⇒★図 02-6	
ケ～コ　踊場	●ケ 階段の高さが 3m を超える場合においては、その途中に踊場を設けること。 ●コ 踊場の踏幅は、直階段の場合にあっては、1.2m 以上とし、その他の場合にあっては当該階段の幅員の値以上とすること。 ○進行方向の見通しが悪い箇所については、鏡を設ける。	

○到着する籠の昇降方向を知らせる
音声装置（乗降ロビー又は籠内）

●籠内に停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する
装置を設ける
●到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置を設ける
○過負荷（定員超過）を表示する表示灯を設ける
○緊急通報装置を設ける
○非常時の連絡先、連絡方法を表記する

●内部が確認できるようガラス窓等を設ける

制御装置（籠内、乗降ロビー）
●視覚障害者が円滑に操作できる構造
●車椅子使用者が利用しやすい位置にも設置
●戸の開扉時間を延長する機能
○車椅子使用者対応装置にも点字表示

●籠及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認する
ことができる鏡を設ける

●車椅子使用者が利用しやすい位置
に設ける（・高さ1m程度）

国際シンボルマーク

○点状ブロックは、制御
装置側に寄せて敷設する

・1m程度

●籠内の両側面に手すりを設ける
（・80～85cm程度）

●出入口の有効幅員90cm以上
●籠の出入口が複数ある場合の出入口の
有効幅員80cm以上
●乗降ロビーには高低差がないこと

●自動制止装置を設ける

乗降ロビー
●幅員1.5m以上
○幅員1.8m以上

乗降ロビー
●奥行き1.5m以上
○奥行き1.8m以上

図 02-1　移動等円滑化経路を構成するエレベーターの例

**図 02-2　移動等円滑化経路を構成する
エレベーターの平面例**

図 02-3　立体横断施設にエレベーターを設けた例

図 02-4　移動等円滑化経路を構成するエスカレーターの断面例

図 02-5　移動等円滑化経路を構成するエスカレーターの断面例

図 02-6　立体横断施設の例

図 02-7　階段及び手すりの整備例

5.道路	０３　案内標識

基本的な考え方

・交差点、駅前広場等には必要に応じて高齢者、障害者、外国人等に分かりやすい案内標識を設ける。
・歩道上に設置する案内標識は、歩行者、特に視覚障害者や車椅子使用者の通行に十分配慮する。

	●:整備基準　○: 推奨基準　（⇒★参考図、関係法令）	解説
(1)案内標識	●交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けること。　⇒★図 03-1 ○案内標識等を設ける場合は、必要に応じ、かなや図記号、外国語等による表示を行うことが望ましい。	・高齢者、障害者等の見やすい位置に、エレベーター、エスカレーター、傾斜路、乗合自動車停留所及び便所を表示する案内標識を設置する。
(2)視覚障害者対応	●(1)の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けること。	

図 03-1　案内標識の例

０４ 視覚障害者誘導用ブロック

基本的な考え方

・視覚障害者誘導用ブロックは、視覚障害者の利便性に配慮する必要がある。
・視覚障害者誘導用ブロックは、公共施設の位置、道路、歩道等の状況により必要に応じて駅舎や公共施設等から連続的に敷設するものとする。
・視覚障害者が多く利用する施設と最寄りの鉄道の駅又はバスの停留所とを結ぶ歩道、その他視覚障害者が利用することが多い歩道には、視覚障害者を誘導するための線状ブロック等及び点状ブロック等を敷設するよう努めること。

	●:整備基準　○: 推奨基準　（⇒★参考図、関係法令）	解説
(1)視覚障害者誘導用ブロックの敷設	●歩道、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。　⇒★図 04-1	・最短距離で目的地に辿り着けるように誘導するため、連続的かつ極力直線に敷設する。 ・敷設にあたっては、現場加工しないで正方形状のまま設置することを原則とする。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。 ・歩道上に、道路占用物等の障害物やマンホール等が存在する場合は、誘導が途切れないことや、障害物等を避けるため急激に屈曲させないように配慮すること。 ・視覚障害者を連続して誘導するため、歩道だけでなく、民地内の施設の出入口直近まで連続して敷設を行うなど、整備関係者が連携し、安全を確保したより分かりやすい敷設を行うことが望まれる。
(2)色及び識別	●視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該視覚障害者誘導用ブロック部分を容易に識別できる色とすること。　⇒★図 04-4	・輝度比は、2.0 程度とする。 ・視覚障害者誘導用ブロックの形状等は、JIS T9251 規格に合わせたものとする。 ・歩行性、耐久性、耐摩耗性に優れたものを用いる。 ・周辺の舗装の色彩との輝度比が確保できない場合は、ブロックを縁取るよう舗装の色を変えるなどの対応を行う。
(3)音声設備	●視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けること。　⇒★図 04-2	
その他	○道路を横断する視覚障害者の安全性及び利便性を向上させるため、横断歩道上にエスコートゾーン（横断歩道上に視覚障害者が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列）を設ける。　⇒★図 04-3 ○エスコートゾーンは、視覚障害者の利用頻度が高い施設の周辺で、視覚障害者の需要が見込まれる横断歩道に設置することとする。	

図 04-1　横断歩道の整備例

図 04-2　音響式信号機の
ボタンの例

エスコートゾーンの設置に当たっては、道路管理者が設置する歩道上の視覚障害者誘導用ブロックと、公安委員会等が設置する横断歩道上のエスコートゾーンを一体的に設置することにより、視覚障害者の移動の連続性を確保することが望ましい。

図 04-3　エスコートゾーンの設置例

図 04-4　視覚障害者誘導用ブロックの
輝度比を確保した設置例

視覚障害者誘導用ブロックの敷設例（さいたま市道路設計マニュアル R4.4 より抜粋）

１）横断歩道口の設置例

歩道幅員が広い場合

歩道幅員がさらに広い場合
（Aの部分の設置範囲が広くなる）

塀や建物への衝突を防ぐためある程度あけて置くことが望ましいが、あきすぎていると歩道を歩いてきた視覚障害者が誘導ブロックを踏み逃す可能性があるため、30cm程度とすることが望ましい

A（点状ブロック）
- 歩道を歩いてきた視覚障害者がBの点状ブロックを踏むことで視覚障害者誘導用ブロックの存在を認識する
- 対面方向から横断歩道を渡ってきた視覚障害者が線状ブロックに導かれて官民境界にある塀や建築物に衝突することを防ぐ

B（線状ブロック）
- 視覚障害者を横断歩道に導く
- 横断歩道の歩行方向を示す
- 横断歩道の中心部を示す

C（点状ブロック）
- 横断歩道の幅または通常の通行可能範囲と一致させることが望ましい。

W_1：30cm程度
車両への接触、路面の変化による転倒を防ぐ設置余裕幅

この部分を点状ブロックとし、ここが分岐点であることを案内すること

60cm程度（ただし、路上施設や占用物件の設置状況等によってこの値とすることが適切ではない場合はこの限りではない）

継続的直線歩行を案内している場合

誘導ブロックの敷設幅
- 誘導ブロックは、視覚障害者がその設置箇所に初めて踏込む時の歩行方向に、原則として約60cmの幅で設置する（30cmブロック2枚分）

（成人男性の平均的な歩幅が約75cmであり、また、靴の大きさが約25cmであることを考えた場合、約50cm以上の設置幅があればブロックをまたぎ越すおそれがないものと考えられる）
- 継続的直線歩行の案内を行う場合の視覚障害者誘導用ブロックは、歩行方向の直角方向に原則として約30cmの幅で設置するものとする。

２）歩道巻き込み部の設置例

１方向の横断の場合

２方向の横断の場合

3）立体断施設の昇降口

4）施設入口部の設置例

5）中央分離帯の設置例

横断歩道の幅を示す点状ブロック、歩行方向および横断歩道の中心を示す線状ブロックを設置する

6）バス停部の設置例

バス乗車口を案内する

参考：リハビリテーションマニュアル 13「視覚障害者誘導用ブロック」2003.12（国立身体障害者リハビリテーションセンター、社会福祉法人日本盲人会連合）

踏切道における視覚障害者誘導用ブロック及び踏切道内誘導表示の敷設例

参考：道路の移動等円滑化に関するガイドライン（国土交通省）令和６年１月

① 標準的な設置方法等（歩道等又は自転車歩行者専用道路等の幅員が概ね 2m 以上の場合）

（設置方法）

ℓ：60cm 程度以上（ただし、路上施設や占用物件の設置状況、踏切道の幅員等の状況などによって、この値とすることが適切ではない場合は、この限りではない。）

b：点状ブロックへ誘導するために必要な長さ（概ね 2～3 枚程度）

d：50cm 程度

（踏切道内誘導表示の構造）

記号	項目	寸法(mm)
ℓ_1	線状突起の底面長	ℓ_2+10
ℓ_2	線状突起の上面長	270 以上
ℓ_3	点状突起の中心間距離（歩行方向）	75
w_1	着色範囲（黄色）	75
w_2	着色範囲（白）	320
d_1	線状突起と最外列の点状突起の中心間距離	100
d_2	点状突起の中心間距離（歩行方向の直角方向）	26
a_1	点状突起の底面径	23
a_2	点状突起の上面径	6
b_1	線状突起の底面幅	b_2+10
b_2	線状突起の上面幅	17
h	突起の高さ	5

② 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の幅員が狭い場合の標準的な設置方法等
（設置方法）（歩道等又は自転車歩行者専用道路等の幅員が概ね 2m 未満の場合）

ℓ：60cm 程度以上（ただし、路上施設や占用物件の設置状況、踏切道の幅員等の状況などによって、この値とすることが適切ではない場合は、この限りではない。）
d：50cm 程度

（踏切道内誘導表示の構造）

記号	項目	寸法（mm）
ℓ_1	線状突起の底面長	ℓ_2＋10
ℓ_2	線状突起の上面長	270 以上
w_1	着色範囲（黄色）	150 以上
d_1	線状突起の中心間距離	75
b_1	線状突起の底面幅	b_2+10
b_2	線状突起の上面幅	17
h	突起の高さ	5

視覚障害者誘導用ブロックの機能を維持するために

視覚障害者誘導用ブロックの機能を十分に発揮させるためには、摩耗や破損等の損傷等を日常の点検により確認するとともに、機能を維持するための保守が大切です。

視覚障害者誘導用ブロックの上に自転車などが放置されている場合は、関係機関とも協力しながら、視覚障害者誘導用ブロック上から撤去するなどの措置を執ることが望ましく、また、視覚障害者誘導用ブロックの上に物を載せないように日常的に PR し、市民の協力を求めることも重要です。

市民に向けた啓発ポスター

5.道路	０５　照明設備

基本的な考え方

・歩道等に設置する照明は、夜間における歩行者等の交通量や周辺の光環境を考慮して、高齢者や障害者等が安全で円滑な移動を図るために適切な明るさを確保する。

	●:整備基準　○: 推奨基準　（⇒★参考図、関係法令）	解説
(1) (2)照明設備	●(1) 歩道及び立体横断施設には、照明設備を連続して設けること。ただし、夜間における当該歩道及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。 ●(2) 乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明設備を設けること。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。	

JIS　Z9111：1988　道路照明基準

必要な明るさについては、JIS Z9111 道路照明基準を参考に、高齢者や障害者等に対する視認性を配慮して必要な明るさを設定する。

JIS　Z9111:1988　道路照明基準

表　歩行者に対する道路照明基準

夜間の歩行者交通量	地域	照度（1ｘ）	
		水平面照度	鉛直面照度
交通量の多い道路	住宅地域	5	1
	商業地域	20	4
交通量の少ない道路	住宅地域	3	0.5
	商業地域	0	2

・水平面照度は路面上の平均照度
・鉛直面照度は、歩道の中心線上で路面上から 1.5m の高さの道路軸に対して直角な鉛直面上の最小照度

出典：JIS　Z9111:1988（道路照明基準）

照明施設を設置する場合の照度、設置位置等については、
『道路照明施設設置基準・同解説』（(公社) 日本道路協会）
『増補改訂版　道路の移動等円滑化整備ガイドライン』（㈶国土技術研究センター）
を参考にするとよい。

5.道路	０６ 駅前広場

基本的な考え方

・上下移動が少なく、段差などが解消され、利用者全体の安全な移動と、その連続性、快適性を確保する。
・見通しのよさや単純な構成、適切な案内誘導などで分かりやすい空間を確保する。

●:整備基準　○: 推奨基準　（⇒★参考図、関係法令）		解説
(1)駅前広場	●駅、交通機関の乗降場及び周辺施設等を相互に結ぶ歩行者の移動経路と自動車通行経路とがふくそうする駅前広場を設ける場合は、歩行者の円滑な移動を確保するため、その歩行者の移動経路を自動車通行経路から分離し、できるだけ単純かつ最短とするよう努めること。	・
(2)水平移動の整備	●駅前広場の歩行者の移動経路を整備する場合は、1 の項又は 2 の項に掲げる基準に準じたものとすること。 ○駅前広場の主動線上で必要とされた動線については、有効幅員 2m 以上の上屋を設置するよう努めること。 ○設置した上屋については、交通事業者等が出入口に設置するひさしと連続を図り、駅前広場と連続する駅や周辺施設へ傘をささずとも移動できる連続的な動線の確保に配慮すること。	・
(3)乗合自動車乗車場	●乗合自動車乗降場を設ける場合は、次に掲げるものであること。 ア 乗合自動車乗降場を設ける歩道の部分の車道に対する高さは、15cm を標準とすること。ただし、道路の構造上やむを得ない場合その他乗合自動車が停留できない場合は、車椅子使用者が円滑に利用できる構造とすること。 イ 乗合自動車乗降場には、ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。	・駅前広場に乗合自動車乗降場を設ける場合は、乗合自動車が乗降場との隙間を空けずに停車し、利用者が円滑に乗降できるような構造とすること。 ・ベンチ及び上屋は、歩行者等の通行に支障のないよう設置する。 ・視覚障害者が自動車動線部分に進入するのを防止するため、進入防止柵や視覚障害者誘導用ブロックにより進入防止策を講ずること。 ・乗合自動車乗降場には、視覚障害者誘導用ブロック、照明設備、案内設備等を設置する。
(4)タクシー乗降場	●タクシー乗降場を設ける場合は、高齢者、障害者等の利用に配慮するものとし、タクシー停車位置に接する部分は、1 の項(10)及び(11)に掲げる基準に準じるものとすること。 1 の項(10) (11) ●横断歩道に接続する歩道の部分の縁端は、車道等部分より高くするものとし、2cm を標準とし、車椅子使用者や視覚障害者等の通行に配慮すること。 ●横断歩道に接続する歩道の部分には、車椅子使用者等が円滑に転回できる 1.5m 以上の水平区間(信号待ち等のため車椅子使用者が安全に利用できる部分をいう。以下この号において同じ。) を設けること。ただし、地形の状況その他特別の理由により、1.5m 以上の水平区間を設けることができない場合は、可能な限り車椅子使用者の利用に配慮したものとすること。	・車椅子使用者が乗車する UD タクシーやリフト付きタクシーとしては、後部乗降の車両と側方乗降の車両があることを考慮する。
(5)自家用車の乗降場	●自家用自動車の用に供する乗降場を設ける場合は、歩行者の移動等円滑化を考慮するとともに、車椅子使用者の利用に配慮した乗降場を 1 以上設けるよう努めること。	

図 06-1　タクシー乗降場の整備例
（北浦和駅のタクシー乗り場）